

大 使 館 情 報

2016年3月

【目次】

1. ブラジル・マクロ経済情勢

- (1) 経済情勢等（2月発表の経済指標）
- (2) 経済政策等
- (3) 中銀の金融政策等
- (4) 為替市場
- (5) 株式市場

2. ブラジル政治情勢

内政

- (1) 下院議長による大統領弾劾手続きに関する異議申立て
- (2) ルセーフ大統領の連邦議会での演説
- (3) ルーラ前大統領夫妻の事情聴取の一時見送り
- (4) PMDB 次期下院院内総務に大統領弾劾反対派を選出
- (5) 2014 年大統領選当選取消し可能性に対する大統領の反論
- (6) サンタナ PT 広報担当の逮捕
- (7) ルセーフ政権の支持率

外交

- (1) ルセーフ大統領のイラン訪問
- (2) ブラジル・ロシアの民間団体による笠戸丸引揚げ計画
- (3) ベネズエラ国会議員のブラジル訪問
- (4) ルセーフ大統領のチリ訪問

3. トピックス

- (1) 日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会中間会合の開催（2月24日）
- (2) 日伯農業・食料対話の開催（2月29日－3月1日）
- (3) サンパウロにおけるジャパン・ハウス（仮称） プレイベントの開催（在サンパウロ総領事館）

4. 大使館からのお知らせ

- (1) 文化イベント
- (2) ジカウイルス感染症流行地域から帰国される皆様へ（検疫対応について）
- (3) カナダによる電子渡航認証(eTA)制度の運用開始について
- (4) 外務省海外旅行登録「たびレジ」について
- (5) 転居、帰国等により在留届の記載内容に変更がある場合
- (6) ブラジル渡航情報

※大使館情報の最近のバックナンバーを大使館ホームページに掲載していますのでそちらも御覧ください（在ブラジル日本大使館 www.br.emb-japan.go.jp）。

1. ブラジル・マクロ経済情勢

(1) 経済情勢等（2月発表の経済指標）

- (ア) 中銀が週次で発表しているエコノミスト等への調査に基づく経済成長予測に関し、2月26日時点では、本年の経済成長率は▲3.45%で6週連続の下方修正、明年の経済成長率は0.50%で先週から横ばいであった。また、本年のインフレ率見通しは7.57%、明年のインフレ率見通しは6.00%とされた。
- (イ) 1月の拡大消費者物価指数（IPCA）は単月で1.27%となり、前月の0.96%に引き続いて高い上昇率を記録した。特に、食料・飲料費が2.28%増、交通費が1.77%増となったことが寄与した。
- (ウ) 客年12月の鉱工業生産指数は、前年同月比▲11.9%で22か月連続のマイナス、前月比でも▲0.7%となった。この結果、2015年通年の鉱工業生産指数は前年比▲8.3%となった。
- (エ) 1月の貿易収支は、輸出額は112.5億ドル（前年同月比▲33.4%、前月比▲33.0%）、輸入額は103.2億ドル（前年同月比▲38.8%、前月比▲2.1%）で、差し引き9.2億ドルとなり11か月連続で貿易黒字を記録した。
- (オ) 客年12月の小売売上高は、前年同月比▲7.1%で9か月連続のマイナス、前月比でも▲2.7%と3か月ぶりにマイナスを記録した。この結果、2015年通年の小売売上高は前年比▲4.3%となった。
- (カ) 国内主要6都市における1月の失業率は7.6%となり、前月から0.7%悪化した。

(2) 経済政策等

- (ア) 2月17日、格付会社S & P社は、ブラジルの外貨建国債の格付を“BB+”から“BB”に1段階引下げるとともに、格付見通しを「ネガティブ」とした。
- (イ) 2月19日、伯企画予算省及び財務省は、2016年度予算執行計画、プライマリーバランス目標の変更、歳出上限の設置等について発表した。2016年の政府見通しは、GDP成長率は▲2.9%、インフレ率は7.1%とされた。また、2016年度のプライマリーバランス目標は、GDP比0.5%の黒字から同▲0.86%の赤字へと大幅に引き下げられた。さらに、歳出の上限値を導入するとともに、歳出が上限を超過することが見込まれる場合は、次年度の予算を歳出の超過額に応じて3段階で自動的に削減する措置を導入するとされた。
- (ウ) 2月24日、格付会社Moody's社は、ブラジルの外貨建国債の格付を“Baa3”から“Ba2”に2段階引下げ、投資不適格水準とするとともに、格付見通しを「ネガティブ」とした。これにより、格付会社大手3社（S & P社、Moody's社及びFitch社）全てがブラジルを投資不適格と位置づけることとなった。

(3) 中銀の金融政策等

2月は政策金利（Selic）を決定する中銀の通貨政策委員会（Copom）は開催されていない。なお、3月1・2日に開催されたCopomは、政策金利（Selic）を14.25%に据え置く旨賛成多数で決定した。

(4) 為替市場

- (ア) 2月のドル・レアル為替相場は、1ドル＝3.9 レアル台を挟んで小幅な動きとなった。
- (イ) 月の前半は、米国の弱い経済指標を受けて利上げ観測が後退しドル安の流れとなり、一時1ドル＝3.8 レアル台までレアルが上昇する場面もあった。その後はカーニバル休暇を挟んで再びグローバルなリスクオフの動きが強まり、1ドル＝4 レアル前後までレアル安が進行した。
- (ウ) 月の後半に入り、原油価格の反転等を受けてグローバルなリスクオフの動きが一服し、1ドル＝3.9 レアル台で方向感のない展開が続いた。その後、月末にかけて米国の強い経済指標等を受けてドル買いの動きが強まり、月末は1ドル＝4.0159 レアルで取引を終えた（前月比▲0.4%のレアル安・ドル高）。

(5) 株式市場

- (ア) 2月のブラジルの株式相場（Ibovespa 指数）は、月の前半はほぼ横ばいで推移した後、月末にかけて上昇する展開となった。
- (イ) 月の前半は、原油価格の乱高下や鉄鉱石価格の大幅な上昇等を受けて、40,000 ポイントを挟んでやや値動きの大きい展開となった。
- (ウ) 月の後半は、資源価格の反騰等を受けて世界的な株高となり、22日には43,000 ポイントを回復した。月末の株価は42,794 ポイントとなり、前月比5.9%の上昇となった。

2. ブラジル政治情勢

【内政】

(1) 下院議長による大統領弾劾手続きに関する異議申立て

- (ア) 2日の連邦議会休会明け、クーニャ下院議長は、今後のルセーフ大統領弾劾の下院における手続きについて、昨年12月に最高裁が示した判断に対する異議申立てを行った。
- (イ) クーニャ議長は、下院弾劾特別委員会委員の人選や、議長選出の表決方法（秘密投票か記名投票か）について、先般最高裁が示した判断（記名投票であるべし）は無効であり、この件をめぐる疑義が解消されない間は、他の委員会の人選等の表決にも関係し、あらゆる委員会についてその開会が阻害されるとした。

(2) ルセーフ大統領の連邦議会での演説

- (ア) 2日、ルセーフ大統領は下院本会議場で開催された新会期の仕事始めの式典で演説を行った。2015年の第二期政権発足以来、ルセーフ大統領にとり初の所信表明演説となった（第二期政権発足時の就任式以来）。
- (イ) 約40分間の演説の中で、ルセーフ大統領は、経済危機に対する政府の取組への議会の支持を要請した。特に、財政バランスの維持に欠かせない措置として、CPMF（金融取引暫定負担金）の再導入について理解を求めたが、CPMFに言及する度に、多くの議員から罵声が浴びせられた。

- (ウ) ルセーフ大統領は、年金改革の必要性を訴えるとともに、急速に感染が拡大しているジカ熱等の感染症対策を強化するとし、必要となる法令整備にも当たると述べた。
- (エ) 続いて壇上で挨拶したクーニャ下院議長は、行政府が提出する法案の内容を真摯に吟味すると述べたが、2015 年が困難な 1 年となったように、2016 年も政府の計画が容易に前進するとは考えられないと発言して大統領を牽制した。

(3) ルーラ前大統領夫妻の事情聴取の一時見送り

- (ア) 16 日、全国檢察審議会 (CNMP) は、17 日にサンパウロ州検察庁で予定されていた、大手ゼネコンからの不動産提供等に係る不正をめぐるルーラ前大統領夫妻への事情聴取を当面見送ると発表した。
- (イ) 今回の決定の背景には、労働者党 (PT) 所属議員、労働組合などによるルーラ前大統領擁護の動きが影響したとみられるほか、依然支持者の多いルーラ前大統領に対する国民感情への配慮もあったと見られる。
- (ウ) サンパウロ州グアルジャに銀行員組合が建設した高級マンションの一室が、2005 年にルーラ前大統領夫人の名義で、当時の評価額を大きく下回る廉価で売却された。この譲渡については、資産隠匿や、不正な資金を別な形で受け渡す資金洗浄などの疑いが持たれ、サンパウロ連邦警察が捜査を続けている。2009 年には、同物件を含むマンション全体の保有権が、ペトロブラス汚職事件に関与した大手ゼネコンの OAS 社に移った後、ルーラ前大統領夫人名義となっている一室で高額の改修工事が実施された。

(4) PMDB 次期下院院内総務に大統領弾劾反対派を選出

- (ア) 17 日、連立与党・伯民主運動党 (PMDB) の次期下院院内総務に、ルセーフ大統領の弾劾に反対するレオナルド・ピシアーニ下院議員 (リオ州選出) が再選された。
- (イ) 本決定は、連立与党の最大勢力である PMDB 内で一時拡大していた大統領弾劾推進派の弱体化と位置付けられる。ブラジルの主要メディアは、大統領弾劾を主導するクーニャ下院議長の敗北と一斉に報じた。

(5) 2014 年大統領選当選取消し可能性に対する大統領の反論

- (ア) 18 日、ルセーフ大統領は、野党・伯社会民主党 (PSDB) 他による 2014 年大統領選での同大統領の当選取消しを求める訴えについて、選挙高等裁判所 (TSE) に反論書を提出した。
- (イ) TSE は、既に提出されているテメル副大統領の反論とあわせ、当選取消しの訴えの審査を行う。ブラジル政府は、TSE が、本年 10 月の全国市長選に伴う繁忙期に入る前、8 月末までには最終判断が出ることを望むとしている。
- (ウ) PSDB は、テレビ及びラジオの無料政見放送における政治権力の乱用、ペトロブラス汚職事件に関与した企業による献金の、ルセーフ大統領の選挙運動での使用等を指摘している。大統領側は、すべて 2014 年の選挙期間中に問題ないとの審査結果が出ている旨主張している。

(6) サンタナ PT 広報担当の逮捕

- (ア) 22 日、連邦警察は、ペトロブラス汚職事件捜査の第 23 段階を開始したと発表し、PT の広報担当として、ルセーフ大統領の二度の大統領選など重要な選挙広報を担当してきたことで知られるジョアン・サンタナ氏他の逮捕を宣告した。23 日、同氏は、出張先のドミニカ共和国からブラジルに帰国したところを逮捕された。
- (イ) 主な容疑として、大手ゼネコンのオデブレヒト社から、タックス・ヘブンを通じて 7 百万リアル(約 2 億 1 千万円)相当の資金がサンタナ氏及び PT に流れていることが挙げられている。
- (ウ) 今回のサンタナ氏の逮捕が、TSE に提起されている、2014 年 10 月の大統領選挙におけるルセーフ大統領の当選無効訴訟に与える影響に注目が集まっている。

(7) ルセーフ政権の支持率

- (ア) 24～25 日、大手世論調査機関ダタ・フォーリャ社は、ルセーフ政権の支持率に関する世論調査を実施した。
- (イ) ルセーフ政権を「良い・最も良い」と評価する回答は、前回調査時(昨年 12 月 16～17 日)の 12%から 11%に、同政権を「悪い・最も悪い」と評価する回答も、前回調査時の 65%から 64%へと 1 ポイント減少した。同政権を「普通」と評価する回答については、前回の 22%から 25%に増加した。
- (ウ) 今後実施される下院本会議での大統領弾劾に関する表決について、「下院議員は弾劾に賛成すべき」と回答した率は、前回と同率の 60%、「反対すべき」は 1 ポイント減の 33%であった。「ルセーフ大統領は自ら辞任すべき」と回答した率は、前回の 56%から 58%に増加した。

【外交】

(1) ルセーフ大統領のイラン訪問

- (ア) 11 日、ルセーフ大統領は、アリ駐ブラジル・イラン大使との間で、2016 年内にイランを訪問する方向で合意に達した。また、ローハニ・イラン大統領の本年又は来年のブラジル訪問も検討されている。
- (イ) イラン側は、ブラジルからのタクシー、バス、トラック、農業機械、航空機等の輸入に関心を示している。また、先般のブラジルの対イラン制裁の撤廃について、ルーラ前大統領時代に活発であった二国間関係の回復の基礎となるとの期待がある。
- (ウ) ブラジル側は、イラン産石油の輸入やバイオ・ナノテクノロジー分野での協力に関心を示している。

(2) ブラジル・ロシアの民間団体による笠戸丸引揚げ計画

- (ア) 16 日、クリチバにおいて、民間団体であるパラナ州環境技術研究所(Itapar)とロシア地理学協会(SGR)の代表が、笠戸丸の一部の引揚げに向けた学術的協力に関する覚書に署名した。笠戸丸は、1908 年のブラジルへの最初の日本人移住者を乗せた船として知られる。

- (イ) 本年5月、笠戸丸の残がいしが沈むカムチャツカ半島沖において、引揚げに向けた第一回の事前調査を実施予定で、同調査には、ブラジル・ロシア両国の大学、ロシアの政府機関等が参加する方向で調整が進められている。

(3) ベネズエラ国会議員のブラジル訪問

- (ア) 25日、ヴィエイラ外務大臣は、ベネズエラの野党国会議員2名と会談した。2名は、ブラジル政府が、マドゥロ大統領に対しより毅然とした態度をとるよう申し入れを行うとともに、多数の同国野党議員による政権交代に向けた活動について説明を行った。
- (イ) 今回ブラジルを訪問したのは、ルイス・フロリド外交・主権・統合委員会委員長とウィリアムス・ダビラ同委員会委員の2名で、ブラジル上院外交委員会の公聴会に出席したほか、ジルマール・メンデス連邦最高裁判所（STF）判事との会談を行った。

(4) ルセーフ大統領のチリ訪問

- (ア) 26～27日、ルセーフ大統領はチリを訪問し、バチェレ大統領との首脳会談、チリ人企業家との意見交換等を行った。
- (イ) ルセーフ大統領は首脳会談の中で、2015年11年にチリと署名した投資協力・円滑化協定（ACFI）のブラジル議会での承認を急ぎ、同協定の枠組みにより、チリ企業が伯公共事業の入札に参加出来る仕組み等の整備を行う、チリによる太平洋同盟とメルコスールの協調に向けたイニシアティブを評価するなどコメントした。
- (ウ) 今回の外交日程を優先し、27日に開催されたPTの立党36周年記念党大会を欠席した点をメディアに問われた際、ルセーフ大統領は、自分は1政党のためだけではなく、2億人の国民のために大統領の職に就いていると述べた上で、党との関係悪化を否定した。

3. トピックス

(1) 日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会中間会合の開催（2月24日）

24日、ブラジルで日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会中間会合が開催され、ビジネス上の改善事項の要望、自動車裾野産業及びインフラ整備を含む今後の産業協力について議論が行われた。日本側からは、経済産業省、経団連、ブラジル日本商工会議所、日本国大使館が参加し、ブラジル側からは伯開発商工省や伯外務省、ブラジル全国工業連盟（CNI）が参加した。

(2) 日伯農業・食料対話の開催（2月29日－3月1日）

- (ア) 2月29日、3月1日にブラジルのトカンチンス州パルマス市において、日伯農業・食料対話が開催された。日本側からは、松島浩道 農林水産審議官、梅田邦夫 駐ブラジル日本国大使はじめ、農林水産省、日本企業等、約30団体から約70名が参加し、ブラジル側からは、カティア・アブレウ農務大臣、マトピバ地域（※1）の各州知事をはじめ、関係省庁、州、企業等から500名近くが参加した。
- (イ) 29日は、マトピバ地域の農業開発、輸送インフラ整備における日伯間の協力の可能

性、日本企業によるブラジルへの投資環境改善等について活発な議論が行われた。また、梅田大使とアブレウ大臣との間で、「農業及び食料分野に係る日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協力覚書」(※2)への署名が行われた。この覚書により、ブラジルの北部及び北東部地域の農業開発や輸送インフラ網の整備に向けた協力関係を含め、両国間の経済関係のさらなる促進が期待される。

(ウ) 対話後は、日本食及びブラジル進出日本企業をPRするレセプションを開催し、ブラジルで初めて和牛のプロモーションを実施し、「日本食普及の親善大使」である小池信也シェフによる料理の実演及び試食が行われた。

(エ) 3月1日には、アブレウ大臣同行のもと、バナナ、アサイー及びパイナップルの農場、大豆の加工施設及び南北鉄道貨物ターミナル等の農業・インフラ関連施設の視察が行われた。

※1：マトピバ地域：ブラジル北東部のマラニョン、トカンチンス、ピャウイ、バイーア各州の一部から構成されており、農業開発のポテンシャルを有する地域と言われている。

※2：覚書の内容は以下の外務省HPを参照

http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_001583.html

(当日の様子)



対話冒頭、挨拶を行う松島 農林水産審議官



覚書に署名する梅田大使とアブレウ大臣



レセプションで振る舞われた和牛



小池シェフ(右から2番目)による実演
左：着物を着てレセプションに参加したアブレウ大臣

(3) サンパウロにおけるジャパン・ハウス(仮称) プレイベントの開催(在サンパウロ総領事館)

(ア) サンパウロ市パウリスタ大通りに開設予定のジャパン・ハウスの第一回プレイベントとして、2月24日サンパウロ美術館(以下：MASP)にてレセプション、25日午前にサン

パウロ州工業連盟（以下：FIESP）セミナー会場にてプレス発表会，25 日午後に MASP にてシンポジウムを開催した。

- （イ）24 日のレセプション及び 25 日午前のプレス発表会では，サンパウロにおけるジャパン・ハウスの運営委員会議長を務める中前隆博駐サンパウロ総領事から，ジャパン・ハウスの設立目的及び業務委託契約を締結した株式会社電通を中心としたコンソーシアムの発表，またジャパン・ハウスの事業運営を担う事務局体制として，事務局長に就任されるアンジェラ平田氏，企画局長に就任されるマルセロ・ダントス氏，PR 局長に就任されるネリー・カイシェッタ氏がそれぞれ紹介された。同じく，本プレイベントのために来伯していたロンドン・ロサンゼルス・サンパウロ三拠点のジャパン・ハウス総合プロデューサーを務める原研哉氏，及びサンパウロのジャパン・ハウス入居予定物件の設計を担当する建築家隈研吾氏も紹介された。25 日午後のシンポジウムでは，総合プロデューサー原研哉氏，建築家隈研吾氏，建築家イザイ・ウェインフィルド氏，ジャパン・ハウス企画局長マルセロ・ダントス氏によるトークセッションが行われた。
- （ウ）24 日の MASP でのレセプションにおいては来場者が 332 人を数え，25 日午前の FIESP におけるプレス発表会についても 24 の報道機関が来場。25 日午後の MASP におけるシンポジウムでも学生を中心とした若年層 100 人以上が足を運ぶ等，各種イベントにて好評を得た。今後コンソーシアム及び事務局を中心とし，平成 29 年 3 月までの開館を目指す。



2 月 24 日レセプション（MASP）



2 月 25 日 AM プレス発表会（FIESP）



2 月 25 日 PM(MASP)

4. 大使館からのお知らせ

(1) 文化イベント

和菓子のワークショップ（レシフェ）

日時：3月5日（土）

場所：レシフェ日伯文化協会

内容：ひな祭りに併せて、和菓子3品のワークショップを開催する。元公邸料理人が講師となり、DVDで日本の春夏秋冬の季節を感じられる色とりどりの和菓子の紹介の後、和菓子作りの材料、作業手順を説明し、実演ワークショップを行う。終了後には、雛人形を飾った別室にて各々出来上がった和菓子を試食しつつ、交流会を行う。

(2) ジカウイルス感染症流行地域から帰国される皆様へ（検疫対応について）

ジカウイルス感染症流行地域から帰国された際の入国検疫は以下のとおりとなるので、体調が優れない等ご心配な方は、検疫所への申告またはお近くの保健所、医療機関等へご相談ください。

(ア)（日本入国の際どのような場合に検疫所に申告する必要があるのか？）ジカウイルス感染症及びデング熱の発生国に滞在した後に日本に入国する際は、通常、発生国を出発後、ジカウイルス感染症の場合は12日以内、デング熱は14日以内に日本に入国又は帰国した者で、入国時に発熱、発疹等の症状がある場合に検疫所への申告をお願いしています。なお、これらの期間に該当しない場合でも、体調が優れない場合は検疫所に申告ください。

現地滞在中の症状の有無、現地医療機関における診断の有無、及びその後の症状の経過にかかわらず、日本入国時に発熱、発疹等の症状がなければ検疫所への申告は必要ありませんが、心配な場合には検疫所にご相談ください。

(イ)（検疫所で検査されたり、隔離されることがあるのか？現地医療機関で診断を既に行っている場合でも再検査されるのか？）現地での診断の有無に関わらず、検査を実施するか否かは、その時点での医師の診察により判断されます。ジカウイルス感染症及びデング熱で隔離されることはありません。

(ウ) 発生国においてジカウイルス感染症及びデング熱の発症日や経過等の診断書を既に取得済みであっても、入国時に発熱、発疹等のジカウイルス感染症やデング熱を疑う症状があれば、検疫所に申告ください。検査を実施するか否かは、その時点での医師の診察により判断されます。ジカウイルス感染症及びデング熱で隔離されることはありません。

(エ) ジカウイルス感染症及びデング熱の発生国に滞在中及び日本入国時には症状がなかったが、その後に症状が出た場合には、ジカウイルス感染症の場合は発生国からの帰国後12日以内、デング熱の場合は14日以内に、感染を疑う症状（発熱、発疹、結膜炎、頭痛、筋肉痛、関節痛など）がある場合は、医療機関を受診ください。また、海外から帰国した場合は、ジカウイルス感染症やデング熱に限らず、その他の感染症に感染している恐れもあるため、体調が優れない場合は自分で判断せず、保健所へ相談するか医療機関を受診ください。

厚生労働省 検疫所ホームページ FOTH

<http://www.forth.go.jp>

(3) カナダによる電子渡航認証(eTA)制度の運用開始について

- (ア) 3026 年 3 月 15 日から、カナダ政府による電子渡航認証(eTA)制度の運用が開始されることとなった。
- (イ) これにより、日本人を含むカナダ短期滞在査証免除対象国の国籍所有者についても、空路にてカナダに入国する場合及びカナダ国内の空港で乗り継ぎする場合には、事前に電子渡航認証(eTA)を取得することが必要となるので、御注意ください。なお、陸路または海路によりカナダに入国する場合は、eTAの取得は不要です。
- (ウ) 電子渡航認証(eTA)の取得申請方法等、本制度の詳細については以下のウェブサイトをご参照ください。

・カナダ政府ホームページ（日本語）

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/eta-facts-ja.asp>

(4) 外務省海外旅行登録「たびレジ」について

「たびレジ」は、海外旅行や海外出張される際に、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録することにより、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メールなどが受け取れるシステム。是非御利用ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

(5) 転居、帰国等により在留届の記載内容に変更がある場合

帰国及び管轄地域外へ転居される場合は、氏名、転出先、転出日を大使館に届け出て下さい。なお、電話での連絡も受け付けています。変更届の提出がないと、緊急時の連絡等を受けることができなくなるほか、大規模災害発生時等、帰国しているにもかかわらず、その方の現地での安否確認作業を行うことになり、真に安否確認を必要としている邦人の方の確認が遅れることにもなりかねませんので、御協力をお願いします。

<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/ryoujikanren/kikoku.html>

(6) ブラジル渡航情報

(ア) 外務省 海外安全ホームページ

各国の危険情報や安全対策など、海外赴任、出張及び旅行をする際の留意点が掲載されている。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(イ) ブラジル渡航情報

①危険情報

1月27日付で内容を改訂したので御確認いただきたい。以下の地域が「レベル1：十分注意してください。」となっているので、詳細をホームページで確認いただきたい。

- ・ブラジリア連邦区（継続）
- ・サンパウロ州大サンパウロ圏及びカンピーナス市（継続）
- ・リオデジャネイロ州大リオ圏（継続）

- ・アマゾナス州大マナウス圏（継続）
- ・パラ州大ベレン圏（継続）
- ・ペルナンブコ州大レシフェ圏（継続）
- ・バイア州大サルバドール圏（継続）
- ・エスピリトサント州大ビトリア圏（継続）
- ・パラナ州大クリチバ圏（継続）
- ・リオ・グランデ・ド・スル州ポルトアレグレ市（継続）

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspotazardinfo.asp?id=259>

②安全対策基礎データ

主要各州，都市毎の犯罪発生状況，防犯対策及び滞在時の留意事項等に加え，査証，出入国審査や大使館，総領事館の緊急連絡先が掲載されている。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=259>

③テロ・誘拐情勢

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pterror.asp?id=259>